

第2章 循環型社会の構築



第1節 環境基本計画の施策目標

- ・ライフサイクル全体で、資源の有効利用、資源循環の促進等が図られ、廃棄物の発生・排出が極力抑制された資源生産性の高い循環型社会を実現
- ・排出された廃棄物は地域の資源として最大限活用しつつ、近接する地域間で互いの特性に応じて資源を補完し支え合う「地域循環共生圏」を形成
- ・廃棄物の不法投棄等の不適正処理がなく、適正処理が徹底され、県民が安心して快適に暮らせる社会を実現

第2節 令和2年度の取組概要と成果等

1 ごみゼロ社会の実現

1-1 一般廃棄物の発生と処理の状況

(1) ごみの状況

令和元(2019)年度におけるごみ総排出量(注1)は628,303tで、1人あたりに換算すると、947g/人・日(注2)(注3)でした。排出量の内訳は図2-2-1のとおりであり、計画収集量が全体の88.0%を、直接搬入量が全体の9.8%を、集団回収量が全体の2.3%を占めていました。また、ごみ総排出量および1人1日あたりごみ排出量の推移は図2-2-2のとおりでした。ごみの資源化率は23.1%となり(図2-2-3)、ごみの最終処分量は22,015tでした(図2-2-4)。

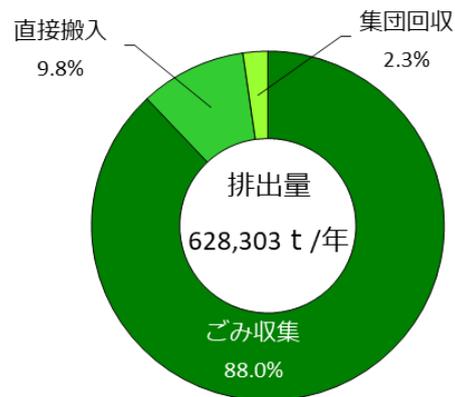


図2-2-1 ごみ総排出量の内訳
(令和元(2019)年度)

注1) 国におけるごみ総排出量の集計方法の見直しに合わせて、平成17(2005)年度からごみ総排出量の集計方法を次のとおり見直すとともに、過去のデータも含めて修正しています。

【平成16(2004)年度まで】

ごみ総排出量 = 計画収集量 + 直接搬入量 + 自家処理量

【平成17(2005)年度から】

ごみ総排出量 = 計画収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量

注2) 平成16(2004)年度までの集計方法による令和元(2019)年度の実績は、926g/人・日です。

注3) 災害廃棄物を含みます。

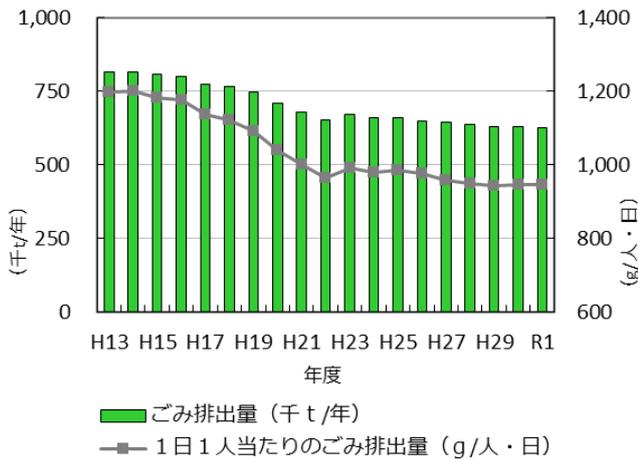


図 2-2-2 ごみ総排出量および 1 人 1 日あたりのごみ排出量の推移

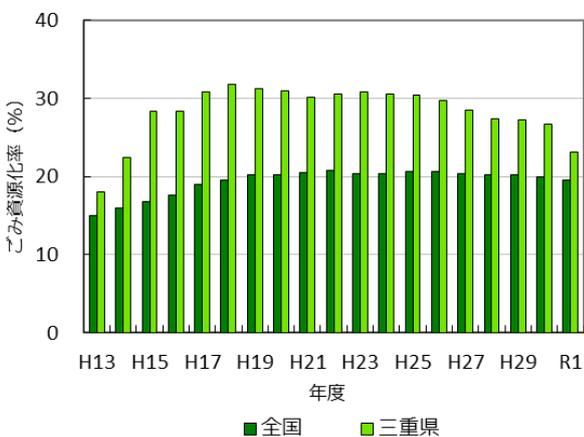


図 2-2-3 ごみ資源化率の推移

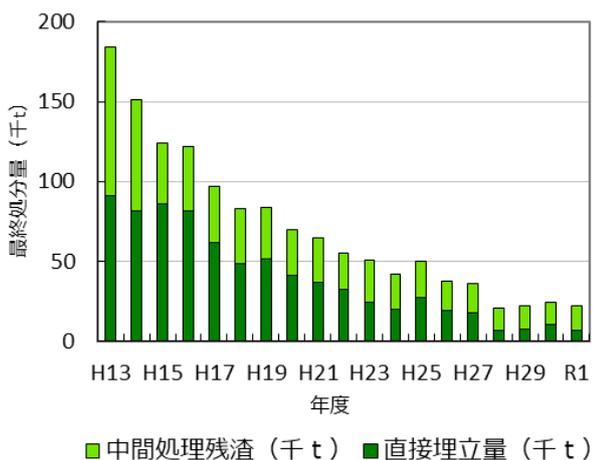


図 2-2-4 ごみの最終処分量の内訳および推移

(2) し尿の状況

令和元（2019）年度における市町等で処理されたし尿等（浄化槽汚泥を含む。以下同じ）の量は 603,744 kℓ でした。また処理の内訳は、し尿処理施設における処理が 100% でした。平成 19（2007）年 2 月からの海洋投入処分の禁止に伴い、海洋投入はなくなりました。し尿等の量および水洗化・非水洗化人口の推移は図 2-2-5 のとおりであり、し尿等の量は長期的には減少傾向を示しています。水洗化人口は増加傾向にありますが、水洗化人口割合 94.4% は、全国水準（令和元（2019）年度全国平均：95.4%）に比べるとわずかに低い水準となっています。

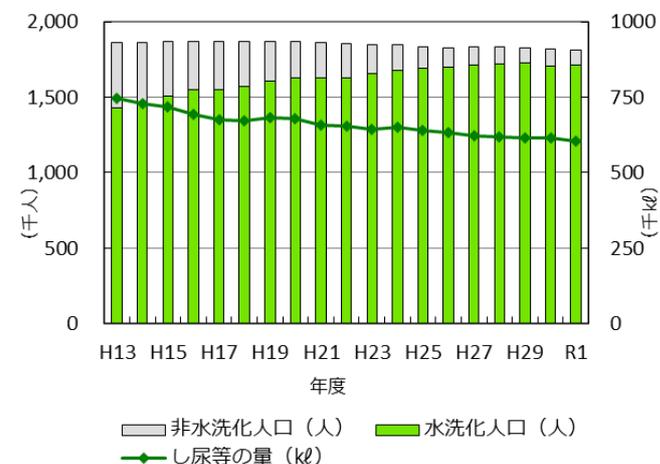


図 2-2-5 し尿等の量および水洗化・非水洗化人口の推移

(3) リサイクルの状況

一般廃棄物のリサイクルについて、RDF 化や飛灰の資源化等により、本県における資源化率は、令和元（2019）年度で 23.1% であり、全国平均 19.6% を大きく上回りました。また、平成 9（1997）年 4 月から缶類、びん類、ペットボトル等 7 品目を対象に施行され、平成 12（2000）年 4 月から本格施行された容器包装リサイクル法に基づく県内市町の分別収集状況は、表 2-2-1 のとおりです。

表 2-2-1 容器包装分別収集実施市町数および収集量

	平成30年度		令和元年度	
	実施市町数	収集量 (t)	実施市町数	収集量 (t)
無色ガラスびん	29	3,788	29	3,438
茶色ガラスびん	29	3,138	29	2,867
その他ガラスびん	28	1,432	28	2,483
ペットボトル	29	2,756	29	2,969
スチール缶	24	701	24	688
アルミ缶	25	581	24	597
飲料用紙パック	26	146	26	141
その他プラスチック製容器包装	24	8,730	26	9,514
うち白色トレイ	11	30	10	34
その他紙製容器包装	28 (※)	1,332	29 (※)	1,429
段ボール	29	5,741	29	5,533

※「その他紙製容器包装」について、第8期分別収集計画より「その他紙製容器包装」を含む雑紙相当分をリサイクルする場合は実施市町としています。

1-2 ごみの減量化とリサイクルの推進

(1) ごみ減量化の促進

ごみ減量化を促進するため、リサイクル関連法に基づく取組を行いました。特に、小型家電については、令和元（2019）年12月から令和2（2020）年11月の間に県民の皆さんから提供いただいた使用済みの携帯電話やパソコン 10,466 台から金をリサイクルし、三重とこわか大会（第21回全国障害者スポーツ大会）の金メダル 1,553 個を製作しました。

その他、ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」の活用や、出前授業等により、県の取組について PR を行いました。



三重とこわか大会の金メダル

(2) 認定リサイクル製品の利用推進

三重県リサイクル製品利用推進条例に基づき、リサイクル製品の認定を進めるとともに、県の公共工事等における使用・購入に努めました。

なお、令和2（2020）年度の県の使用・購入実績は約11億4,400万円でした。（3月末時点の認定製品数：69製品）

また、認定事業者から提出される認定基準適合状況報告書および立入検査等により、認定リ

サイクル製品の品質および安全性の確保に努めています。

(3) 市町における分別収集の推進

容器包装リサイクル法に基づく市町の「第8期分別収集計画（計画期間：平成29（2017）年度から令和3（2021）年度まで）」の推進を図りました。

(4) 使用済自動車等の適正処理の推進

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に基づく許可および登録事務を厳正かつ速やかに行うとともに、関連事業者への使用済自動車の引き取りや引渡しに関する指導を行い、使用済自動車の適正な処理および資源の有効利用等の確保に努めました。

なお、令和2（2020）年度末における許可および登録業者数は引取業者 744、フロン回収業者 187、解体業 97、破砕業者（破砕前処理工程のみ）19 となっています。

(5) ポスト RDF への支援

ポスト RDF に向けて、関係市町のごみ処理が滞りなく行われるよう、市町等における新ごみ処理施設整備等に向けた支援などを行いました。

1-3 一般廃棄物の適正処理の推進

(1) 一般廃棄物処理施設の状況

① ごみ処理施設

令和元（2019）年度末におけるごみ処理施設は、8市4町5事務組合等に20施設（新設（建設中）、休廃止施設を除く。）が設置されており、県全体の処理能力合計は2,175t/日です（表2-2-2）。

表 2-2-2 ごみ処理施設数等
（令和元（2019）年度末）

施設種別	焼却施設			ごみ燃料化施設	合計
	全連続	准連続	バッチ		
施設数	11	0	6	3	20
処理能力 (t/日)	1,925	0	186	64	2,175

② 粗大ごみ処理施設

令和元（2019）年度末における粗大ごみ処理施設は、4市1町4事務組合等に10施設（建設中、休廃止施設を除く。）が設置されており、県全体の処理能力合計は232.2t/日です（表2-2-3）。

表2-2-3 粗大ごみ処理施設数等

（令和元（2019）年度末）

施設種別	破碎施設	圧縮施設	併用施設	合計
施設数	7	0	3	10
処理能力（t/日）	182.2	0	50	232.2

③ 最終処分場

令和元（2019）年度末における最終処分場は、11市6町3事務組合等に29施設（残余容量のない施設を除く。）が設置されており、埋立地面積731,229m²、全体容量6,749,364m³です。

なお、残余容量は1,007,166m³となっており、その残余年数は、年間埋立量70,925m³から推定すると約14.2年分となっています（表2-2-4）。

表2-2-4 最終処分場数（令和元（2019）年度末）

施設種別	山間	平地	計
施設数	24	5	29
全体容量（m ³ ）	6,348,229	401,135	6,749,364
残余容量（m ³ ）	949,311	57,855	1,007,166

（2）ごみの収集および処理の状況

① 収集形態

ごみの収集運搬業務の内訳は、市町（事務組合を含む。）の直営または委託業者による収集が398,310t/年と収集量全体の72.1%を占め、残りの154,355t/年が許可業者による収集となっています（表2-2-5）。

表2-2-5 ごみの収集形態（令和元（2019）年度）

区分	収集量（t/年）	比率（%）	
市町・組合による収集	直営	129,973	23.5
	委託	268,337	48.5
	小計	398,310	72.1
許可業者による収集	154,355	27.9	
計	552,665	100.0	
災害廃棄物	91	0.0	
合計	552,756	100.0	

② 処理形態

令和元（2019）年度のごみ処理量は614,467t/年で、平成30（2018）年度に比べて5,925t/年（1.0%）減少しました。ごみ処理の内訳は直接焼却が479,737t/年（78.1%）、直接埋立が6,737t/年（1.1%）、直接資源化が26,421t/年（4.3%）などとなっています。

（3）一般廃棄物処理施設の整備促進

廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進するため、市町等が策定する「循環型社会形成推進地域計画」において、一般廃棄物処理施設が計画的に整備されるよう助言等を行いました。

（4）災害廃棄物処理体制の整備支援

大規模災害によって発生する災害廃棄物を迅速に処理する体制を整備するため、研修会や図上演習等を通じて災害廃棄物処理に精通した人材の育成を行いました。

1-4 し尿処理体制の整備の促進

下水道等の整備に伴い、一般廃棄物処理業者が受ける影響の緩和と適切な一般廃棄物処理事業の遂行がなされるよう、合理化事業について関係市町に対する助言を行いました。

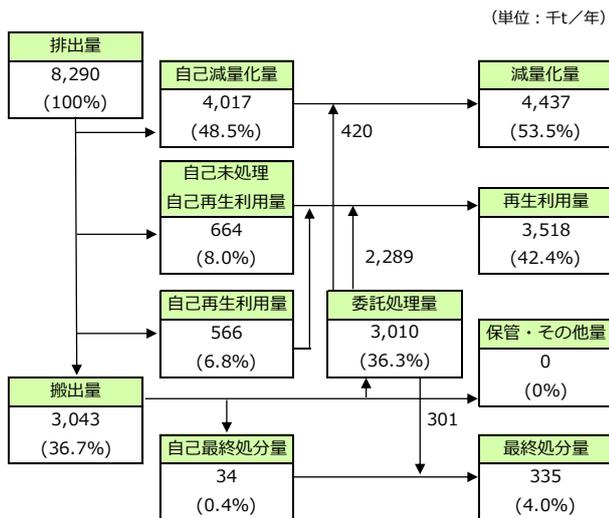
2 産業廃棄物の3Rの推進

2-1 産業廃棄物の発生と処理の状況

本県では、概ね5年ごとに産業廃棄物に関する実態調査を行っています。

平成30（2018）年度の1年間に三重県内で排出された産業廃棄物は8,290千tで、その処理状況の概要は図2-2-6のとおりとなっています。

また、産業廃棄物最終処分場の残余容量の推移は図2-2-7のとおりです。



※小数点以下の処理で一桁がずれることがあります。

図 2-2-6 発生および処理状況の概要 (平成 30 (2018) 年度)

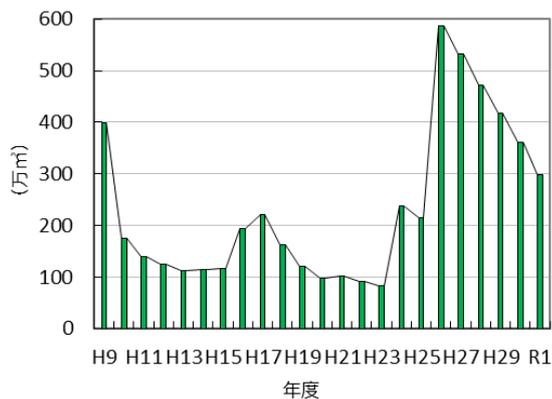


図 2-2-7 産業廃棄物最終処分場の残余容量の推移

(1) 種類別の排出状況

排出量を種類別にみると、汚泥 (58%) が最も多く、次いでがれき類 (16%)、動物のふん尿 (12%) となっており、この 3 種類で全体の 86% を占めています (図 2-2-8)。

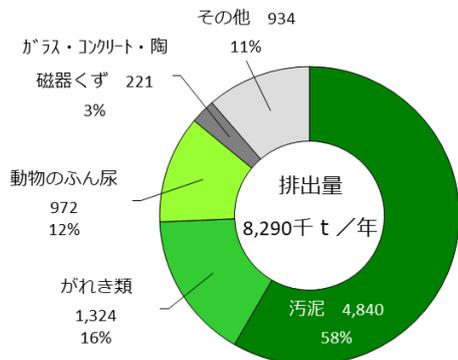


図 2-2-8 種類別の排出量 (平成 30 (2018) 年度)

(2) 業種別の排出状況

排出量を業種別にみると、製造業 (43%) が最も多く、次いで建設業 (18%)、電気・水道業 (13%)、農業 (12%) となっており、この 4 業種で全体の 86% を占めています (図 2-2-9)。

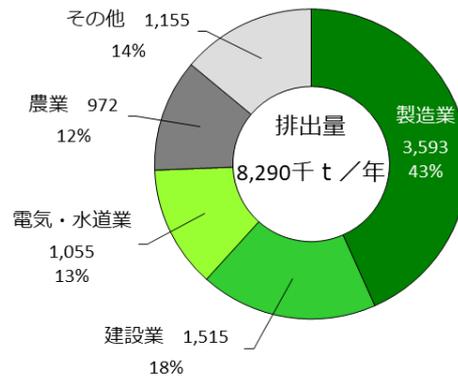


図 2-2-9 業種別の排出量 (平成 30 (2018) 年度)

(3) 種類別の再生利用の状況

再生利用量は 3,518 千 t/年となっており、総排出量の 42% を占めています。

種類別にみると、がれき類 (37%) が最も多く、以下、動物のふん尿 (26%)、汚泥 (16%) となっています (図 2-2-10)。

再生利用量は自己中間処理後再生利用量 566 千 t/年、委託中間処理後再生利用量 2,289 千 t/年、自己未処理自己再生利用量 664 千 t/年に区分されます。

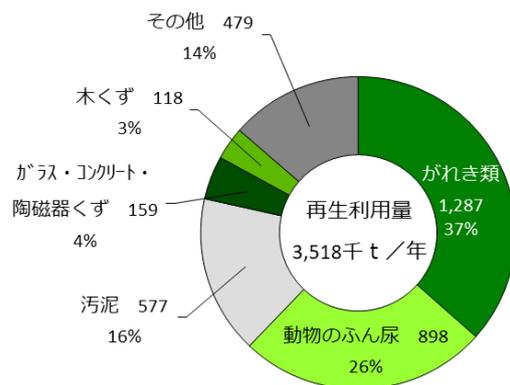


図 2-2-10 種類別の再生利用量 (平成 30 (2018) 年度)

2-2 廃棄物処理計画の策定

本県では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づき、平成 28（2016）年 3 月に平成 28(2016)年度から令和 2（2020）年度までを計画期間とした「三重県廃棄物処理計画」を策定しました。この計画では、廃棄物の 3R と適正処理を進め、環境の保全と安全・安心を確保しつつ、循環の質にも着目し、廃棄物を貴重な資源やエネルギーとして活用するとともに、多様な主体との協創による最適な規模での地域循環の形成に取り組むことにより、低炭素社会や自然共生社会につながる循環型社会の構築をめざすこととしています。

本計画では、3つの取組方向を設定し、今後 5 年間の施策を展開してきました。また、本県の現状や社会情勢をふまえ、計画期間内に特に注力すべき 5 つの個別課題に目標を設定し、重点的に取組を進めてきました（表 2-2-6）。

なお、本計画の対象期間が令和 2（2020）年度までであることから、これまでの取組の成果と課題、関連する国や県の計画等、社会経済情勢をふまえ、10 年先を見据えた今後 5 年間（令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度まで）を対象期間とする新たな計画「三重県循環型社会形成推進計画」を令和 3（2021）年 3 月に策定しました。

表 2-2-6 「三重県廃棄物処理計画」5 年間の取組方向（平成 28（2016）年度から令和 2（2020）年度まで）

ごみゼロ社会の実現	目標項目	現状 (H25年度)	目標値 (R2年度)
ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用品は、循環の質に着目し、資源やエネルギー源として地域で最大限有効活用されることをめざします。	1人1日あたりのごみ排出量 ※(g/人日)	986	936
	資源化率(%)	30.4	33.3
	最終処分量(千t)	50	30
※災害廃棄物の量を除く			

産業廃棄物の 3R の推進	目標項目	現状 (H25年度)	目標値 (R2年度)
産業廃棄物の発生・排出が極力抑制され、排出された産業廃棄物は、貴重な資源やエネルギー源として、その性状や地域の特注に応じて一層有効活用されることをめざします。	排出量(千t)	8,505	7,920
	再利用率(%)	43.0	43.6
	最終処分量※(千t)	258	234
※過去の不法投棄等不適正処理の是正に係る最終処分量を除く			

廃棄物処理の安全・安心の確保	目標項目	現状 (H25年度)	目標値 (R2年度)
廃棄物の適正処理や不法投棄等不適正処理対策を推進するとともに、災害廃棄物の処理体制を整備することで、環境の保全と安全・安心な暮らしが確保されることをめざします。	電子マニフェストの活用率(%)	34.1	60.0
	不法投棄等不適正処理事案の改善着手率	83.9 (H26実績)	100
	不適正処理 4 事案に係る行政代執行による是正措置の進捗率(%)	25.0 (H26実績)	100
	大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制整備市町数	4	29

重点課題	目標項目	現状 (H26年度)	目標値 (R2年度)
計画期間内に特に注力すべき 5 つの個別課題に目標を設定し重点的に取組を進めます。 1 使用済小型電子機器等の回収 枯渇性資源の有効活用の観点から使用済小型電子機器の再資源化の取組を促進します。	使用済小型電子機器等の回収率 (kg/人年)	0.32	1
	2 未利用エネルギーの有効活用 廃棄物のもつ未利用エネルギーの有効活用を進めます。		
ごみの未利用エネルギー回収量 (MJ/t)	現状	1,147	1,491
	目標値		
3 優良認定処理業者の育成 廃棄物処理や財務状況について透明性が確保される優良認定処理業者について、育成と普及に取り組みます。	現状	216	420
	目標値		
4 PCB廃棄物の早期処理の推進 PCB廃棄物が早期に適正処理されるよう、事業者による処理を推進します。			
PCB廃棄物の適正処分率(%)	現状	37	90
	目標値		
5 産業廃棄物の不法投棄の早期発見・早期対応 不法投棄により生活環境への支障が生じないよう早期発見・早期対応に努めます。			
一定規模(100t)以上の不法投棄の発生件数	現状	2	0
	目標値		

2-3 産業廃棄物の減量化とリサイクルの推進

(1) 企業および排出事業者等への支援

産業廃棄物税を財源として、企業間連携による再資源化に向けた取組や、排出事業者による発生抑制・再生・減量化の研究、技術開発に対する支援等を行っています。なお、平成30(2018)年度産業廃棄物の処理実績に基づく令和元(2019)年度の税収は約4億5千万円でした。

(2) 家畜排せつ物の堆肥化等の促進

家畜ふん尿については、悪臭や水質汚濁等の環境問題の原因となりますが、適切な堆肥化処理により有機質肥料等としての利用が可能となります。

畜産経営に起因する環境問題の解決や未然防止のため、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(家畜排せつ物法)に基づき、適切な堆肥化処理が実施されるよう畜産農家への助言指導を行うとともに、耕種部門との連携による適正な農地還元を推進しました。

(3) 公共事業における建設副産物の再生利用の推進

公共工事の実施にあたり、建設廃棄物の発生量の抑制・適正処理とともに再利用を中心とする適切な循環型社会を形成することが求められています。

このため、本県では建設副産物情報交換システムを活用し建設副産物の発生・利用状況を把握するとともに、再生砕石、再生アスファルト等の利用を推進しています。

(4) 建設廃棄物の再資源化等の促進

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)に基づき、建設物の解体・新築に伴い発生する特定建設資材廃棄物の分別と再資源化を促進するため、必要な情報提供を行い、再生資材の利用推進を図っています。

(5) 事業所や行政等と連携して取り組むグリーン購入

県内の事業所、各種団体、行政機関等により構成する「みえグリーン活動ネットワーク(令和3(2021)年3月末現在会員数:44団体)」と連携し、グリーン購入、SDGs・ESG投資への理解、エコ通勤、廃棄物削減、地球温暖化防止、環境教育、自然保護等の環境保全など、幅広い分野の環境活動を行っています。

また、東海三県一市の広域連携で、事業者・団体・行政と協働して消費者に対する啓発キャンペーンを展開しました。(キャンペーン:令和3(2021)年1月22日からの1か月間、東海三県一市内4,631店舗 うち三重県内706店舗)

(6) 下水道汚泥の有効利用

令和2(2020)年度末に県内で稼働中の下水処理施設は、流域下水道の6処理場を含めて32処理場であり、その汚泥発生量は、76.7千t/年です。このうち、96.6%にあたる74.1千t/年をセメント原料化や堆肥化等に有効利用しました。

(7) 浄水場の汚泥の有効利用

企業庁の8浄水場において浄水処理に伴って発生した汚泥約5,250m³のうち、令和2(2020)年度に約4,100m³を、園芸用培土(約520m³)、埋め戻し材(約3,580m³)として有効利用しました。

3 廃棄物処理の安全・安心の確保

3-1 産業廃棄物の適正処理の推進

(1) 産業廃棄物処理施設の状況

本県における産業廃棄物中間処理施設は508施設あり、北勢地域に多く立地しており、種類別では、汚泥の脱水施設やがれき類等の破碎施設が多く、最終処分場は安定型、管理型を合わせて30施設となっています(表2-2-7)。

表 2-2-7 産業廃棄物処理施設の地域別設置状況
(令和 2 (2020) 年 3 月末現在)

地域事務所名	設置数	
	中間処理施設	最終処分場
桑 名	74	6 (0)
四 日 市	109	9 (4)
鈴 鹿	41	3 (2)
津	65	3 (2)
松 阪	41	4 (0)
南 勢 志 摩	45	1 (1)
伊 賀	97	4 (2)
紀 北	12	0 (0)
紀 南	12	0 (0)
本庁 (県外移動式施設)	12	—
計	508	30 (11)

注) 最終処分場の () 内は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の許可を受けた施設のうち、埋め立て中のものを示します。

表 2-2-8 産業廃棄物処理施設 (中間処理施設) の種類別設置状況・中間処理施設
(令和 2 (2020) 年 3 月末現在)

施設の種類	設置数	
		135
乾燥施設の 乾汚泥の 乾燥施設	汚泥の乾燥施設 (機械)	12
	汚泥の乾燥施設 (天日)	2
	小計	14
廃油の油水分離施設	4	
廃酸・廃アルカリの中和施設	2	
水銀を含む汚泥のばい焼施設	0	
廃石綿等又は石綿含有廃棄物の溶融施設	1	
PCB廃棄物の分解施設	1	
廃プラスチック類の破碎施設	73	
木くず又はがれき類の破碎施設	218	
焼却施設	汚泥の焼却施設	15
	廃油の焼却施設	15
	廃プラスチック類の焼却施設	13
	PCB廃棄物の焼却施設	1
	焼却施設(汚泥、廃油、廃プラ、PCBを除く)	16
小計	60	
計	508	

注) 設置数は複数の機能を持つ施設については、それぞれの項目で積算した延べ数です (例: 汚泥と廃油の焼却施設 1 基 → 汚泥の焼却施設 1、廃油の焼却施設 1)。

(2) 環境保全型畜産の推進

家畜排せつ物法に基づき、家畜ふん尿処理施設の管理基準を遵守し、適切な堆肥化処理が行われているかを確認するために、必要に応じて畜産農家への立入検査を実施しました。

(3) 公共事業に伴い発生する廃棄物の適正処理の推進

県や市町等の公共工事発注機関は、廃棄物の発生量の抑制・再利用を推進するとともに、適正処理の徹底を図っています。

(4) 産業廃棄物処理業者の優良産廃処理業者認定制度

平成 22 (2010) 年の廃棄物処理法の改正により、平成 18 (2006) 年度から運用してきた「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」に替わり、新たに「優良産廃処理業者認定制度」が創設されました。

この制度は、「遵法性」「事業の透明性」「環境配慮の取組の実施」「電子マニフェストの利用」「財務体質の健全性」という 5 つの基準に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事が認定し、認定を受けた優良認定処理業者については、通常 5 年の許可の有効期間を 7 年とするなど特例を付与するというもので、平成 23 (2011) 年度から施行されています。

本県における優良認定処理業者の認定件数は表 2-2-9 のとおりです。

表 2-2-9 優良産廃処理業者認定件数
(令和 2 (2020) 年 3 月末現在)

許可区分	優良基準適合事業者数		
	県外事業者	県内事業者	計
産業廃棄物収集運搬業	195	42	237
産業廃棄物処分業	0	25	25
特別管理産業廃棄物収集運搬業	100	19	119
特別管理産業廃棄物処分業	0	7	7
計	295	93	388

(5) 電子マニフェストの利用促進

電子マニフェストは、産業廃棄物の排出事業者や処理業者にとって、廃棄物に係る情報管理の合理化および情報の偽造防止が図られるメリットがあり、法令遵守の面で優れていることなどから、その普及が強く求められています。

電子マニフェストの利用には、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者全てが、システムに加入している必要があるため、関係団体に導入の働きかけを行うなどの普及啓発により、電子マニフェストの活用率は69.7%（令和元（2019）年度）になりました（表2-2-10）。

表2-2-10 電子マニフェスト活用率

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
活用率 (%)	34.1	43.0	49.5	55.5	61.1	65.8	69.7

（6）PCB 廃棄物の適正処理の推進

ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、熱的、化学的に非常に安定した物質であり高い絶縁性能を有することから、変圧器やコンデンサー用の絶縁油等に広く用いられてきました。しかし、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあることが明らかとなり、PCB による環境汚染を防止し、人の健康を保護し、生活環境の保全を図るため、平成13（2001）年にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法が制定されました。

同法により、PCB 廃棄物を保管する事業者等は処分期間内に PCB 廃棄物を適切に処分することが義務づけられており、平成28（2016）年の法改正によって、本県における高濃度 PCB 廃棄物の処分期間は、安定器および汚染物等が令和3（2021）年3月末まで、変圧器およびコンデンサーが令和4（2022）年3月末までとされ、低濃度 PCB 廃棄物の処分期間は令和9（2027）年3月末までとされました。

本県では、PCB 廃棄物等が処分期間内に適正処分されるよう、「三重県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、未だに把握されていない PCB 廃棄物等の掘り起こし調査を実施するとともに、PCB 廃棄物を保管する事業者等に対して指導を行っており、令和2（2020）年度には、994の事業場から PCB 廃棄物等の保管および処分状況等の届出が提出されています。

表2-2-11 PCB 廃棄物保管届出状況
（令和元（2019）年度末時点）

PCB廃棄物の種類		事業場数	数量	単位
高濃度	変圧器（トランス）	0	0	台
	柱上変圧器（柱上トランス）	0	0	台
	コンデンサー（3kg以上）	95	526	台
	その他の機器等	2	3	台
	PCBを含む油	13	44,088	kg
	コンデンサー（3kg未満）	29	1,663	台
	安定器	271	28,184	台
	感圧複写紙	1	42	kg
	ウエス	12	793	kg
	汚泥	3	61,224	kg
その他	28	82,998	kg	
低濃度	変圧器（トランス）	537	1,850	台
	柱上変圧器（柱上トランス）	12	44	台
	コンデンサー（3kg以上）	251	1,271	台
	その他の機器等	177	534	台
	PCBを含む油	50	37,396	kg
	コンデンサー（3kg未満）	40	1,365	台
	安定器	2	10	台
	感圧複写紙	0	0	kg
	ウエス	29	4,259	kg
	汚泥	8	249,586	kg
その他	71	90,019	kg	

注1) 表内の事業場数は種類ごとに集計しています。

注2) 「安定器」は蛍光灯用安定器、ナトリウム灯用安定器、水銀灯用安定器、安定器（用途不明）、ネオン変圧器をいいます。「安定器」は重量で届出されたものは、3kg=1台に換算して計上しています。

注3) 「PCBを含む油」は、変圧器油（トランス油）、熱媒体油、柱上変圧器油（柱上トランス油）、コンデンサー油、その他PCBを含む油をいいます。

注4) 「PCBを含む油」「感圧複写紙」「ウエス」「汚泥」「その他」について、容量で届出されたものは、1ℓ=1kgに換算して計上しています。

注5) 「その他の機器等」は、リアクトル、放電コイル、サージアブソーバー、計器用変成器、開閉器、遮断器、整流器等をいいます。

（7）多量排出事業者等の産業廃棄物の発生・排出抑制およびリサイクルの推進

産業廃棄物の発生・排出抑制およびリサイクルを推進するため、環境技術指導員を配置し、産業廃棄物の多量排出事業者に対して、産業廃棄物の処理計画の策定等に関するマニュアルに基づいた産業廃棄物処理計画書等の策定・報告を指導し、インターネットにより公表しました。

3-2 不適正処理の未然防止

(1) 不法投棄の状況

大部分の産業廃棄物は、排出事業者自らまたは許可業者への委託により適正に処理されており、不法投棄件数は平成 15 (2003) 年度の 92 件をピークに徐々に減少傾向にありましたが、平成 28 (2016) 年度が 41 件、平成 29 (2017) 年度が 48 件、平成 30 (2018) 年度が 41 件、令和元 (2019) 年度が 58 件、令和 2 (2020) 年度が 40 件であり、依然として後を絶たない状況です。

また、一般廃棄物の不法投棄も、産業廃棄物に比べると個々の量は少ないものの、道路、河川、山林等で多く発生しています。

不法投棄・不適正処理の状況を公害事犯に関する検挙件数で見ると、その推移は図 2-2-11 のとおりであり、近年の産業廃棄物に係る検挙件数は 20 件以内で推移しています。

なお、令和 2 (2020) 年度の産業廃棄物の不法投棄等に関する検挙件数は 11 件でした。

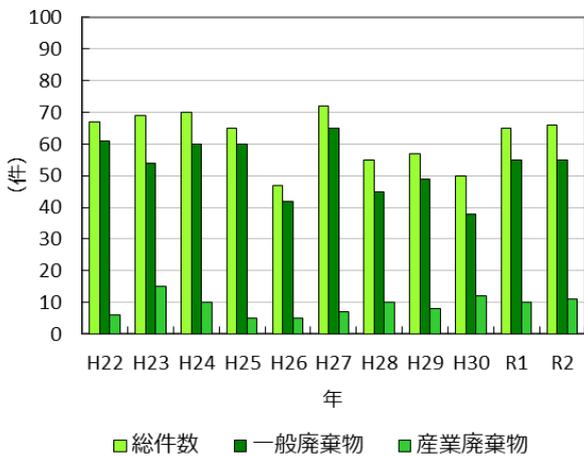


図 2-2-11 廃棄物の不法投棄・不適正処理に係る検挙件数の推移

(2) 廃棄物の苦情等の状況

廃棄物に係る苦情発生状況は、表 2-2-12 および 13 に示すとおりです。その苦情の具体的な内容は、野外焼却による大気汚染や、不法投棄、不適正保管に関するものが多くなっています。

表 2-2-12 廃棄物に係る苦情発生件数

発生源の施設の種類の種類	ごみ処理場	し尿処理場	産業廃棄物	計
H28	0	0	194	194
H29	0	0	167	167
H30	4	0	196	200
R1	0	0	253	253
R2	1	0	282	283

表 2-2-13 廃棄物に係る苦情発生内容 (令和 2 (2020) 年度)

() 内は令和元 (2019) 年度

発生源の施設の種類の種類	苦情内容	大気汚染	水質汚染	悪臭	ねずみ・昆虫	騒音	その他	合計
ごみ処理場		0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
し尿処理場		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
産業廃棄物		12 (5)	3 (4)	2 (12)	0 (1)	3 (2)	262 (229)	282 (253)
計		12 (5)	3 (4)	3 (12)	0 (1)	3 (2)	262 (229)	283 (253)

(3) 廃棄物処理施設等における不適正処理の状況

令和 2 (2020) 年度の廃棄物処理施設等への立入検査の実施状況は表 2-2-14 に示すとおり、3,780 件立入検査を行いました。

この結果、取消・停止命令を 21 件 (17 事業者) 発出しました。

表 2-2-14 立入検査実施状況 (令和 2 (2020) 年度)

() 内は令和元 (2019) 年度

検査対象	立入検査件数	措置						告発
		改善・措置命令	事業停止命令	事業許可取消	施設使用停止命令	施設許可取消	(警告・勧告・文書指導)	
一般廃棄物処理施設	79 (88)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)
産業廃棄物排出事業場	1,434 (1,415)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	51 (56)	0 (0)
産業廃棄物処理業者	1,330 (1,215)	0 (0)	17 (6)	4 (6)	4 (3)	0 (2)	29 (31)	0 (1)
その他	937 (737)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (14)	0 (0)
計	3,780 (3,455)	0 (0)	17 (6)	4 (6)	6 (3)	0 (2)	87 (102)	0 (1)

注 1) 欠格要件（他府県の取り消し等）による許可取消等は、含めていません。

注 2) その他、口頭指導 計 2,080 件、始末書提出 計 62 件。

(4) 監視・指導の強化

① プライオリティ（優先度）の設定による効果的な監視活動を実施するとともに、不法投棄等に対しては、スピード感を重視した是正措置を行っています。また、不法投棄事案の発生場所付近や市町から要望のあった場所等に不法投棄監視カメラを設置して重点的に監視しました。

平成 29（2017）年度には、無人航空機ドローンを導入し、測量システムを用いた不法投棄等不適正処理事案の改善指導等にも活用しています。

② 県民から広く不法投棄等の情報を入手する目的で、廃棄物ダイヤル 110 番、ファックス 110 番およびメール 110 番による通報制度を設け、県民等からの不法投棄等の情報に迅速、的確に対応を行い、早期是正を図っています。

また、森林組合、民間事業所等計 21 事業者と情報提供協定を締結し、不法投棄等の情報を入手する体制を整えています。

なお、令和 2（2020）年度に廃棄物対策局に寄せられた通報件数は 166 件（うち、廃棄物ダイヤル 110 番等に係るものは 37 件）であり、不法投棄、野外焼却に関するものが 64% を占めていました（図 2-2-12）。

③ 土日祝日および早朝の巡回監視については、民間警備会社に業務委託（1 年間）を行い、より間隙のない監視活動を行っています。

④ 広域にわたる不法投棄に対応するため、近隣縣市（愛知県、奈良県、名古屋市、岐阜県、滋賀県、和歌山県）や環境省中部地方環境事務所と連携した合同監視を実施しています。

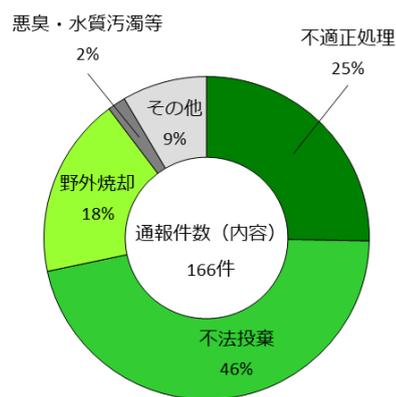


図 2-2-12 廃棄物対策局への通報内容（令和 2（2020）年度）

3-3 過去の不法投棄等の是正措置

生活環境保全上の支障等が生じている 4 つの産業廃棄物の不適正処理事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）については、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法による国の財政的支援を得て、対策工事等を実施しています。このうち、四日市市内山事案については、令和 2（2020）年 3 月 31 日をもって対策工事等が完了し、行政代執行を終了しました。残る 3 事案については、令和 4（2022）年度末までに終了するよう、引き続き計画的に事業を進めています。

① 四日市市大矢知・平津事案

廃棄物の飛散流出の防止や雨水浸透抑制のため、覆土工および雨水排水工等の対策を実施しています。令和 2（2020）年度は、西水路側の染み出し抑止工等を実施するとともに、廃棄物埋立区域の法面工や覆土工にも着手しました。

② 桑名市源十郎新田事案

PCB や VOC（揮発性有機化合物）を含む廃油の拡散防止を図りつつ、一部掘削を伴う廃油の回収・処理を実施することとしており、令和 2（2020）年度は、廃油の回収・処理を継続するとともに、旧最終処分場内の対策工事に着手しました。

③ 桑名市五反田事案

地下水の浄化措置を継続しつつ、1,4-ジオキサン等の高濃度箇所の掘削・除去を実施することとし、令和2（2020）年度は遮水壁外で汚染が残る第2帯水層の揚水浄化対策を継続するとともに、モニタリングを行い、第1および第3帯水層の浄化が概ね完了したことを確認しました。

④ 四日市市内山事案

霧状酸化剤（過酸化水素水）注入により硫化水素の発生抑制を図った上で、雨水浸透や廃棄物の飛散流出防止のため、整形覆土工等を実施しました。平成29（2017）年10月には全ての対策工事が完了し、効果確認のためのモニタリングを行ってきました。その結果、技術検討専門委員会で目標達成が確認され、県として安全性が確保されたと判断できたことから、令和2（2020）年3月31日をもって行政代執行を終了しました。令和2（2020）年度は、定期的なパトロールによる状況確認や硫化水素ガス等のモニタリングにより、地域住民の安全・安心が確保されていることを確認しました。

4 資源のスマートな利用の推進、地域循環共生圏の構築

（1）みえスマートアクション宣言事業所登録制度

持続可能な循環型社会を構築するためには、資源確保から製品の生産、流通、販売、廃棄等に至るライフサイクル全ての段階で資源循環を徹底する、「資源のスマートな利用」を促進することが必要です。このことから、「資源のスマートな利用」を宣言し新しく自主的な取組を実施する事業所を応援するため、「みえスマートアクション宣言事業所登録制度」を令和2（2020）年10月30日に創設しました。

多くの事業者の本取組に参加いただき、かつさらなる取組が促されるよう、個別訪問等により事業者への参加の働きかけを行っており、209事業所（令和3（2021）年3月末現在）がみえ

スマートアクション宣言事業所として登録されています。

（2）三重県庁における取組

プラスチックによる海洋汚染が世界的に問題となっている状況をふまえ、令和元（2019）年10月1日から、「三重県庁プラスチックスマートアクション」として、職員によるマイバッグ・マイボトル運動の推進等の取組を実施しています。

【三重県庁プラスチックスマートアクション】

- ① 職員によるマイバッグ・マイボトル運動の実施
- ② 本庁舎内コンビニエンスストアにおける紙製レジ袋の提供（令和2（2020）年2月末で終了）
- ③ 会議等におけるペットボトルの提供回避
- ④ 仕出し弁当におけるワンウェイプラスチックの使用を抑制する取組
- ⑤ プラスチック製事務用品の長期利用の実施

（3）食品ロスの削減

食品ロス（食べられるのに捨てられてしまう食品）の削減に向けて未利用食品の有効活用が課題となっている中、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域の雇用経済が大きな打撃を受けて生活困窮者等への支援が求められています。関係団体、NPO、企業等と連携し、生活困窮者等へタイムリーに未利用食品を提供するため、ICTを活用したシステム「三重県食品提供システム」（通称「みえ〜る」）を令和3（2021）年3月に構築しました。

また、スーパーマーケット、コンビニエンスストアとの連携により、「すぐ食べるなら、賞味期限の短い食品から順番に購入する」ことを呼びかけるルールポップを作成しました。

このほか、県内の飲食店等と連携して外食時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンに取り組み、啓発活動を行いました。

コラム④

スーパーマーケット、コンビニエンスストアとの連携による食品ロス削減の取組

まだ食べられるのに捨てられてしまう食品ロスは、農林水産省・環境省が行った調査によると、日本全国では平成 30（2018）年度に年間 600 万 t（推計）発生しており、その内訳は、食品関連事業者から発生する事業系食品ロス量で 324 万 t、家庭から発生する家庭系食品ロス量では 276 万 t となります。三重県が平成 30 年度、令和元（2019）年度に行った食品ロス調査結果では、県内で事業系食品ロスは 4.6 万 t（推計）、家庭系食品ロスは 3.5 万 t（推計）発生していました。

また、令和 3（2021）年の消費者庁の意識調査では、食品ロスの問題について 79.4%と多くの方が認知していることがわかりました。食品ロスの認知度が広がってきた現在において、次はその削減のために、より具体的な行動に繋げていく取組が必要です。

食品ロスの原因の一つとして、消費者が食品を購入する際に、賞味期限の長い食品から選んで購入してしまうことがあげられます。その結果、賞味期限の短い食品が売れ残り、廃棄されてしまいます。

このような食品ロスの発生を削減するため、県内の食品小売業と連携して県民に食品ロス削減を呼びかける啓発活動を行いました。

【取組の内容】

県内のスーパーマーケット、コンビニエンスストアにおいて、食品ロス削減の啓発資材として作成した「すぐ食べるなら、賞味期限の短い食品から順番に購入する」ことを呼びかけるレーンポップ¹を食品陳列棚に掲示していただくことにより、消費者の行動変容を促し、期限切れや期限間近が原因により発生する食品ロスの削減につなげます。

¹ 小売店などの商品陳列棚に設置したレーンに差し込んで使用する店頭広告の一種です。細長い形状で、プライスカードや商品の販促ツールとして使われています。

【実施期間】

令和3（2021）年6月1日（火）～12月31日（金）
（6月の環境月間、10月の食品ロス削減月間、3R推進月間を含む7か月間）

【参加店舗数】

スーパーマーケット	計 132 店舗	
コンビニエンスストア	計 567 店舗	合計 699 店舗



レールポップ



店内の掲示状況

第3節 令和3年度以降の取組方向

1 ごみゼロ社会の実現

(1) ごみ減量化の促進

ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」の活用や各種イベントへの参加、出前授業等さまざまな啓発手段により、県民の「もったいない」意識を醸成します。



ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」

(2) 認定リサイクル製品の利用促進

リサイクル製品の品質および安全性の確保を図るため、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づき、的確に審査・事後確認などを実施します。

(3) 容器包装リサイクルの促進

「第9期三重県分別収集促進計画」(計画期間：令和2(2020)年度から令和6(2024)年度まで)に基づき、市町の第9期分別収集計画の円滑な推進を支援し、容器包装廃棄物のリサイクルの推進を図ります。

(4) 使用済自動車等の適正処理

① 関連事業者の許可および登録

使用済自動車の引取業者・フロン類の回収業者に関する登録および解体・破砕業者に関する許可事務を的確に行います。

② 対象事業者等に対する啓発および指導等

各自動車関連事業者や県民(自動車所有者)に自動車リサイクル法の理解が深まるよう普及啓発に取り組むとともに、関連事業者の施設整備や使用済自動車の適正処理等について指導等を行います。

(5) ポストRDFへの支援

ポストRDFに向けて、関係市町のごみ処理が滞りなく行われるよう、引き続き、市町等における新ごみ処理施設整備に向けた支援等を行っていきます。

2 産業廃棄物の3Rの推進

(1) 産業廃棄物の発生抑制等の技術開発・施設設備への支援

県内の産業廃棄物排出事業者が、自ら排出する産業廃棄物の発生抑制やリサイクル等に係る研究開発・機器整備に対して補助を行うことにより、県内の産業廃棄物の発生抑制等を促進し、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な循環型社会の構築を図ります。

(2) グリーン購入の取組促進

① 「みえグリーン活動ネットワーク」と連携し、各年度の取組方針に応じて、グリーン購入の普及等環境活動全般にわたる活動を行い、循環型社会の構築をめざします。

② 東海三県一市の広域連携によるグリーン購入キャンペーンを実施し、グリーン購入の普及啓発と定着を図ります。

(3) 建設廃棄物の再資源化等の促進

建設リサイクル法に基づき、建設物の解体・新築に伴い発生する特定建設資材廃棄物の分別解体と再資源化を推進するため、必要な情報提供を行うとともに再生資材の利用を推進します。

(4) 公共事業における建設副産物の再生利用の推進

建設副産物情報交換システムを活用し、建設副産物の発生・利用状況を把握するとともに、リサイクル資材のより一層の利用を推進します。

(5) 下水道汚泥の有効利用

流域下水道事業において、環境に配慮するため、再資源化を推進し、下水道汚泥の有効利用に取り組めます。

(6) 浄水場の汚泥の有効利用

浄水処理に伴って発生した汚泥について、園芸用土や埋め戻し材への有効利用に取り組んでいきます。

(7) 環境保全型畜産の推進

家畜ふん尿は、堆肥化により有機質肥料や土壌改良材として有効利用できることから、家畜排せつ物法に基づき、家畜ふん尿処理施設の管理基準が遵守され、適切な堆肥化処理が行われるよう、必要に応じて、畜産農家への指導・助言を行うとともに、家畜ふん尿処理施設のより一層の整備を推進します。

なお、家畜ふん尿処理施設の整備のための支援制度は、表 2-2-15 のとおりです。

表 2-2-15 環境保全型畜産の主な支援制度

区分	制度名	所轄官庁名
家畜ふん尿処理整備に係る補助	畜産クラスター関連事業	農林水産省
畜産周辺環境の改善に係る補助	強い農業・担い手づくり総合対策交付金	農林水産省
融資制度	・農業近代化資金 ・日本政策金融公庫資金 (スーパーL資金、経営体育成強化資金、畜産経営環境調和推進資金)	・農協等 ・(株)日本政策金融公庫
リース事業	畜産環境対策リース事業	(一財)畜産環境整備機構

3 廃棄物処理の安全・安心の確保

県内における産業廃棄物の発生量や処理の状況、処理施設の稼働状況等の実態を把握し、産業廃棄物の発生抑制、リサイクルおよび適正処理を、本県の廃棄物処理計画としても位置づける「三重県循環型社会形成推進計画」(令和 3 (2021) 年 3 月策定)に基づき効率的・効果的に推進します。

(1) 産業廃棄物の適正処理の確保

産業廃棄物処理施設の設置や処理業の許可申請等に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例に基づく厳正な審査を実施するとともに、優良産廃処理業者認定制度的確な運用や以下(2)～(4)の取組等により、適正処理の確保に努めます。

なお、平成 21 (2009) 年 4 月から施行している三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例について、条例の施行開始後約 10 年が経過し、この間に明らかになった運用上の課題に対応するため、令和 2 (2020) 年 10 月 1 日から改正条例を施行しました。

<改正の概要>

- ① 産業廃棄物処理施設を設置する際の地域住民との合意形成手続の見直し
- ② 優良認定処理業者への産業廃棄物の処分の委託時における規制の合理化
- ③ 建設系廃棄物の適正処理に係る元請業者の責務等の追加
- ④ 土地所有者等への指導規定の追加

(2) 電子マニフェストの利用促進

電子マニフェストは国の指定機関により運営されており、産業廃棄物管理票(いわゆる紙マニフェスト)に比べ、透明性と法令遵守が確保されるものとなっているため、事業者の利用が進めば、廃棄物の適正処理の促進が期待されます。電子マニフェストの利用には、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の 3 者全てが加入している必要があるため、本県では処理業者はもとより、より多くの排出事業者の加入促進に向けた取組を進めます。

(3) 廃棄物処理センターの適正処理と整備の促進

一般財団法人三重県環境保全事業団が「廃棄物処理センター」の指定を受けて整備を進めてきた、企業活動により生じる産業廃棄物や災害廃棄物を適正に処理するための公的関与による管理型最終処分場が、平成 26 (2014) 年 3 月末に完成(平成 24 (2012) 年 12 月に一部供用開始)しました。

「廃棄物処理センター」として同処分場が的確に運営されるよう、必要な指導・監督を行います。

表 2-2-16 最終処分場の整備内容

項目	許可内容
処分場方式	管理型
処理対象廃棄物 (産業廃棄物)	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、鉱さい、がれき類、ばいじん、処分するために処理したもの
処分場総面積	28.5ha
埋立総容量	1,672,000 m ³

(4) PCB 廃棄物の処理

令和 2 (2020) 年度の届出状況をもとに「三重県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」の見直しを行いました。

処理期限までに PCB 廃棄物が確実に適正に処分されるよう、今後も「三重県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、保管事業者等に対し指導を行います。

(5) 産業廃棄物処理等の監視指導

処理業者、排出事業者等への立入検査等通常の監視活動のほか、早朝・休日の監視、隣接県市との合同路上検査、スカイパトロール、監視カメラ、無人航空機ドローン等を活用し、より間隙のない監視活動を行うとともに、廃棄物ダイヤル 110 番等による通報に即応します。

さらに、県内全市町と締結している産業廃棄物に係る立入検査協定に基づき市町職員に立入検査権限を付与するとともに、県内自主活動団体に、不法投棄監視パトロールを支援する腕章等の資材を提供し、自主的な監視活動の活性化や定着化を図り、地域自らによる監視の取組を広げるための支援活動を行います。

また、違反業者に対する厳しい行政処分と悪質な不適正処理事案等に対する告発を行います。

(6) 不適正処理の是正

生活環境保全上の支障等があり、原因者により支障等の除去措置が講じられない事案については、県が原因者に代わって措置を講じます(行政代執行)。

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づく国の財政的支援を得て 3 事案(四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田)について、実施計画に基づき、引き続き、着実に対策工事等を進め、令和 4 (2022) 年度までに完了するよう取り組みます。

① 四日市市大矢知・平津事案

令和 3 (2021) 年度は、引き続き法面工や覆土工を進めるとともに、継続的なリスク管理を行うための管理用道路の舗装工に着手します。

② 桑名市源十郎新田事案

令和 3 (2021) 年度は、PCB の高濃度汚染箇所の掘削工事を実施するとともに、発生する PCB 廃棄物等の処理を行います。また廃油の回収・処理を引き続き実施します。

③ 桑名市五反田事案

令和 3 (2021) 年度は、引き続き帯水層ごとに地下水質のモニタリングを行い、対策工事の効果を検証するとともに、浄化目標の達成状況を確認の上、水処理施設の撤去工事等に着手します。

④ 四日市市内山事案

行政代執行は、令和元(2019)年度末をもって終了しており、令和 3 (2021) 年度は引き続き、定期的なパトロールや硫化水素ガス等のモニタリングによる状況確認等を行います。

4 資源のスマートな利用の推進、地域循環共生圏の構築

(1) みえスマートアクション宣言事業所登録制度

本制度を通じて、より多くの事業者に「資源のスマートな利用」を宣言し新しく自主的な取組を実施していただき、かつ、さらなる取組が促されるよう、個別訪問等による事業者への参加の働きかけを行います。

(2) 三重県庁における取組

引き続き、「三重県庁プラスチックスマートアクション」として、職員によるマイバッグ・マイボトル運動の推進等の取組を実施していきます。

(3) 食品ロスの削減

「三重県食品提供システム」(通称「みえ〜る」)の運用によって未利用食品が活用されるよう、食品の提供者・受取者となる参加団体の拡大に努めます。

また、スーパーマーケット、コンビニエンスストアにおけるレールポップの掲示や、飲食店等における外食時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンに取り組んで啓発を行うなど、多様な主体と連携した取組を進めます。

コラム⑤

みえスマートアクション宣言事業所による資源のスマートな利用に係る取組 ～運送業者によるみえスマートアクション～

持続可能な循環型社会を構築するためには、資源確保から製品の生産、流通、販売、廃棄等に至るライフサイクル全ての段階で資源循環を徹底する「資源のスマートな利用」を促進することが必要です。このことから、「資源のスマートな利用」を宣言し新しく自主的な取組を実施する事業所を応援するため、「みえスマートアクション宣言事業所登録制度」を令和2（2020）年10月30日に創設しました。

今回はみえスマートアクション宣言事業所の中から、流通業者による取組を紹介いたします。

○三岐通運株式会社（三重県いなべ市）

令和3（2021）年3月にみえスマートアクション宣言事業所に登録。

<資源のスマートな利用に係る取組内容>

- ・マイバッグ・マイボトル等の利用
- ・分別回収ボックスの適正配置等によりごみの分別を徹底
- ・トラック運転員からの廃棄物回収（マイバッグ・マイボトルを活用し、ごみを減らしつつ、運行中に発生したごみは持ち帰り、分別回収ボックスで分別回収を行う。）
- ・不法投棄撲滅に向けた取組（不法投棄監視中のステッカーの貼り付け車両を拡充し、相互啓発を行い、道路の環境美化に貢献する。）

<その他>

- ・上記取組のほか、地域清掃を定期的実施
- ・三岐通運株式会社によるみえスマートアクション宣言事業所登録をきっかけに、複数の運送業者がみえスマートアクション宣言事業所として登録されている。

<取組の写真>



①マイバッグ



②マイボトル



③分別回収ボックス



④清掃活動